

中山間地域等直接支払に関する実施状況について

◆集落協定の概要

河川の上流域に位置し、急傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止した多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施する。

◆対象農地

いつでも耕作可能な農振農用地

◆対象要件

- ・共同活動に積極的に取り組むこと
- ・第5期の5年間、継続的に事業を実施すること
- ・相続等で所有者が変更された場合であっても、引き続き事業を実施すること

◆交付金単価（10haあたり）

田：21,000円または8,000円（年間）

畑：11,500円または3,500円（年間）

※農地の条件等により加算措置があり。

◆実施状況

道志村における集落協定の協定農用地と交付実績は、以下のとおり。

集落協定名	協定農用地 (ha)	交付金額 (円)	実施状況
白井平地区	2.9527	539,311	協定参加者全員で水路の泥上げ、草刈りを行う。
板橋地区	2.7294	298,107	協定参加者全員で水路の泥上げ、草刈りを行う。
善之木地区	2.8884	281,238	協定参加者全員で水路の泥上げ、草刈りを行う。
神地地区	8.8195	1,088,450	協定参加者全員で水路の泥上げ、草刈りを行う。
川原畑地区	6.6319	931,199	協定参加者全員で水路の泥上げ、草刈りを行う。
西和出村地区	2.0831	316,018	協定参加者全員で水路の泥上げ、草刈りを行う。
戸渡地区	1.6251	190,110	協定参加者全員で水路の泥上げ、草刈りを行う。
7集落	27.7301	3,644,433	